

島根県週休2日工所要領（農林水産部編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

当要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休2日に取り組む工事（以下、週休2日工事）の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 「週休2日工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、曜日を問わず1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所週単位の週休2日）をいう。ただし、受注者の責によらず1週間に2日以上現場閉所ができない場合は、翌週以降に振替日を設けることができる。

2 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位の週休2日）をいう。

3 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。

4 「非対象期間」とは、次に該当する期間を含む1週間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

① 工期の始期日から工事着手日までの期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
始期日から着手日までの期間							着手日					
非対象期間										対象期間		

※「工期の始期日」とは契約上の着手日である。

② 工期末の20日前までの期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
							工期末の20日前までの期間					
対象期間			非対象期間									

③ 年末年始6日、夏季休暇3日の期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
			年末年始6日										
対象期間			非対象期間							対象期間			

④ 工場製作のみの期間

月	火	～	日	月	～	木	金	土	日	月	火	水
工場製作のみの期間等												
非対象期間										対象期間		

※週をまたいで非対象期間となる場合の例

⑤ 工事全体を一時中止している期間

⑥ 発注者が週休2日の対象外とする期間

5 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

(対象工事)

第3条 島根県農林水産部（水産課・森林整備課を除く）が所管する全ての工事を対象とする。

(発注方式)

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。

2 「発注者指定型」

発注者が、発注時から受注者に対して「週休2日工事」の実施に取り組むことを指定する発注方式である。

3 「受注者希望型」

受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「週休2日工事」の実施に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。

(1) 災害復旧工事

(2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 緊急的、時間的制約があるもの

例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事

(3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの

また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。

「週休2日交替制工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上（以下、交替制週単位の週休2日）の休日を確保する工事のことをいう。

「週休2日交替制工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上（以下、交替制月単位の週休2日）の休日を確保する工事のことをいう。

「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。

（実施方法）

第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

2 受注者は、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。

4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

（工事成績評定）

第6条 工事成績評定については、島根県工事成績評定要領による。

（工事費の積算及び設計変更）

第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所月単位の週休2日の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。

なお、週単位の週休2日を達成した場合は、精算時に週単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することが出来なかった場合は、補正なしとして変更するものとする。

2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の

現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。

- 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(実施確認)

第8条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。翌週以降に振替日を設けたうえで現場閉所週単位の週休2日を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。

(履行証明書)

第9条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、月単位の週休2日以上現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第10条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年2月22日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(施工期日)

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事等から適用する。

(1) 現場の閉所または休日状況

①週単位の週休2日

対象期間の全ての週で、現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率^{※1} 28.5% (2日/7日) 以上の場合。

ただし、地元対応、天候や災害等の受注者の責によらない理由により1週間に2日以上現場閉所ができない場合は、振替日を翌週以降とすることができる。

また、1週間の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の4週8休

対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率^{※1}が28.5% (8日/28日) 以上の場合。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数^{※2}の割合の平均値をいう。

※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(2) 補正係数

1) 週休2日工事

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
① 現場閉所週単位 週休2日	1.02 (1.02)	1.02 (1.05)	1.03 (1.06)
② 現場閉所月単位 週休2日	1.02 (1.02)	1.01 (1.04)	1.02 (1.05)

- ・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
- ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

- 下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）を適用する工種（ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事（1）、その他土木工事（2）、フィルダム工事、コンクリートダム工事）

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理费率
① 交替制週単位 週休2日	1.02	1.03
② 交替制月単位 週休2日	1.02	1.02

- 市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
- 土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。